

# 令和7年3月愛荘町議会定例会

## 議案説明資料

令和7年3月21日

(内容)

### 議案第22号 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由／要旨…	1頁
新旧対照表 …	2頁

### 議案第23号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由／要旨…	5頁
新旧対照表 …	6頁

### 議案第24号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正理由／要旨…	8頁
新旧対照表 …	9頁

### 議案第25号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

改正理由／要旨…	12頁
新旧対照表 …	13頁

### 議案第26号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

改正理由／要旨…	35頁
新旧対照表 …	36頁

### 議案第27号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改正理由／要旨…	39頁
新旧対照表 …	40頁

**議案第28号** 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改正理由／要旨… 47頁

新旧対照表 … 48頁

**議案第29号** 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例

改正理由／要旨… 53頁

新旧対照表 … 54頁

**議案第30号** 契約の締結につき議決を求めることについて

説明資料 … 55頁

**議案第31号** 契約の締結につき議決を求めることについて

説明資料 … 57頁

**議案第32号** 契約の締結につき議決を求めることについて

説明資料 … 59頁

**議案第33号** 契約の締結につき議決を求めることについて

説明資料 … 61頁

## ●議案第22号

### 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する理由

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法」の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

### 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の要旨

#### ○時間外勤務制限の対象となる子の範囲の拡大（第8条の4）

（改正前）3歳に満たない子のある職員

（改正後）小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

#### ○「配偶者等」の説明（第15条）

第18条の2第1項（新設）の「配偶者等」についての説明を第15条に加える。

#### ○仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備（第18条の2および第18条の3）（新設）

- ・介護を必要とする状況に至ったことを職員が申し出た場合、仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知と意向確認
- ・職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期（40歳に達した日の属する年度）の情報提供
- ・研修等の開催や相談窓口の設置など、職場環境の整備

### 施行期日

令和7年4月1日

愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年愛荘町条例第36号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の4 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは、「深夜(午後10時から翌日の午前5時までをいう。))における」と、第2項中「<u>3歳に満たない子</u></p>	<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の4 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは、「深夜(午後10時から翌日の午前5時までをいう。))における」と、第2項中「<u>小学校就学の始期に達</u></p>

\_\_\_\_\_のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規定で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 をいう。以下同じ。))を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者 \_\_\_\_\_ で負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの \_\_\_\_\_ の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規定で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 \_\_\_\_\_)を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者 (第18条の2第1項において「配偶者等」という。) で負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの をいう。以下同じ。) の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置(以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

## ●議案第23号

### 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する理由

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

### 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の要旨

第18条（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての愛荘町職員の給与に関する条例の特例）

愛荘町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、第18条表中の一部を改正するもの。

- ・「第12条から第14条の2まで」を「第12条、第13条および第14条の3」に改める。
- ・「第13条から第14条の2まで」を「第13条および第14条の3」に改める。

第20条（部分休業の承認）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、第20条の一部を改正するもの。

- ・「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

### 施行期日

令和7年4月1日

愛荘町職員の育児休業等に関する条例(平成18年愛荘町条例第37号)新旧対照表

現行			改正後（案）		
<p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての愛荘町職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第18条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての愛荘町職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる愛荘町職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての愛荘町職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第18条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての愛荘町職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる愛荘町職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第24条の2第1項	定年前再任用短時間勤務職員	育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員	第24条の2第1項	定年前再任用短時間勤務職員	育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員
	第6条第1項から第9項までおよび第12条から第14条の2まで	第13条から第14条の2まで		第6条第1項から第9項までおよび第12条、第13条および第14条の3	第13条および第14条の3
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じ</p>			<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じ</p>		

た時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が前項の特別休暇または育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇または当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

た時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が前項の特別休暇または育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇または当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

## ●議案第24号

### 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正理由

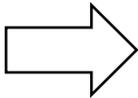
愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例に規定する監査委員の報酬額について、県内6町で比較すると、当町は、代表監査委員（識見）の報酬額が2番目に低く、議会選出の監査委員の報酬額は3番目に低いものとなっています。職務内容は、6町で大きく変わらないものの、監査委員に審議いただく住民監査請求の件数は令和6年度当町が突出して多い状況となっています。

全国町村監査委員協議会において、監査の充実を期するため、必要な監査委員費を確保し、監査委員の職務にふさわしい報酬とするよう示されているところであり、住民監査請求の審査については、年度ごとに状況が変わることから、監査委員の出役数に応じ日額で報酬を支払うよう改正するものです。

また、代表監査委員（識見）について、現状資格の有無によって報酬額が異なっていますが、資格の有無によって監査内容（結果）が変わることはなく、地方公共団体全般における識見が必要となることは共通しています。監査委員事務局は、事前の調査を実施するなど、監査委員を補助する体制を構築していることから、資格の有無による報酬額の規定をなくすものとします。

### 要旨

#### 監査委員報酬

	【現行】		【改正案】
議会	年額 120,000 円		日額 8,000 円
識見	年額 180,000 円		日額 10,000 円
識見（有資格者）	年額 600,000 円		削る

### 施行期日

令和7年4月1日

愛荘町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(平成18年愛荘町条例第44号)新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
(単位 円)			(単位 円)		
区分		報酬額	区分		報酬額
教育委員会委員		年額 120,000	教育委員会委員		年額 120,000
監査委員	議会	年額 120,000	監査委員	議会	日額 8,000
	識見	年額 180,000		識見	日額 10,000
	識見(有資格者)	年額 600,000			
選挙管理委員会	委員長	年額 100,000	選挙管理委員会	委員長	年額 100,000
	委員	年額 90,000		委員	年額 90,000
公平委員会	委員長	日額 7,000	公平委員会	委員長	日額 7,000
	委員	日額 7,000		委員	日額 7,000
農業委員会	会長	年額 240,000	農業委員会	会長	年額 240,000
	委員	年額 180,000		委員	年額 180,000
農地利用最適化推進委員		年額 120,000	農地利用最適化推進委員		年額 120,000
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 7,000	固定資産評価審査委員会	委員長	日額 7,000
	委員	日額 7,000		委員	日額 7,000
選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第17		選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第17	
投票所の投票管理者			投票所の投票管理者		
期日前投票所の投票管理者			期日前投票所の投票管理者		

開票管理者		9号)第14条第1項に定める額(投票所の投票立会人および期日前投票所の投票立会人にあつては、同項に定める額を超えない範囲内で町長が定める額)
投票所の投票立会人		
期日前投票所の投票立会人		
開票立会人		
選挙立会人		
町医		日額 20,000
社会教育委員		年額 50,000
スポーツ推進委員		年額 50,000
学校医	医師	年額 45,000
	歯科医	年額 45,000
幼稚園医	医師	年額 45,000
	歯科医	年額 45,000
保育園医	医師	年額 45,000
	歯科医	年額 45,000
学校薬剤師		年額 45,000
幼稚園薬剤師		年額 45,000
産業医		日額 10,000
町史編集委員	委員長	月額 50,000
	委員	月額 38,000
その他法令または条例等による各種審議会		日額7,000円を上限とし、

開票管理者		9号)第14条第1項に定める額(投票所の投票立会人および期日前投票所の投票立会人にあつては、同項に定める額を超えない範囲内で町長が定める額)
投票所の投票立会人		
期日前投票所の投票立会人		
開票立会人		
選挙立会人		
町医		日額 20,000
社会教育委員		年額 50,000
スポーツ推進委員		年額 50,000
学校医	医師	年額 45,000
	歯科医	年額 45,000
幼稚園医	医師	年額 45,000
	歯科医	年額 45,000
保育園医	医師	年額 45,000
	歯科医	年額 45,000
学校薬剤師		年額 45,000
幼稚園薬剤師		年額 45,000
産業医		日額 10,000
町史編集委員	委員長	月額 50,000
	委員	月額 38,000
その他法令または条例等による各種審議会		日額7,000円を上限とし、

よび委員会等の委員	予算の範囲内で町長が定める額	よび委員会等の委員	予算の範囲内で町長が定める額
<p>備考</p> <p>1 監査委員の識見(有資格者)とは、公認会計士または税理士の資格を有するものをいう。</p> <p>2 法令または条例等による各種審議会および委員会等の委員のうち、条例等に定める識見を有するもの等は日額10,000円を上限とし、予算の範囲内で町長が定める額とする。</p>		<p>備考</p> <p>1 監査委員の識見(有資格者)とは、公認会計士または税理士の資格を有するものをいう。</p> <p>2 法令または条例等による各種審議会および委員会等の委員のうち、条例等に定める識見を有するもの等は日額10,000円を上限とし、予算の範囲内で町長が定める額とする。</p>	

## ●議案第25号

### 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する理由

人事院勧告に基づき、令和6年12月25日に公布された「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に準じて関係する条例の一部を改正するもの。

### 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の要旨

#### ○俸給表の見直し

若手・中堅優秀者の早期昇格時や、民間人材等の採用時の給与を改善するため、俸給表を改定し、3級以上の俸給の最低水準を最大3.5万円引き上げる。

なお、改定に伴い、切替日（令和7年4月1日）の前日から引き続き在職する職員の新俸給表での号俸は、旧俸給表での号俸に応じて付則別表に定める号俸とする。

#### ○扶養手当の見直し

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当を13,000円に引き上げる。

ただし、2年間で段階的に実施するため、令和7年度については配偶者に係る手当は3,000円、子に係る手当は11,500円とする。

（現行）配偶者 6,500円 ⇒ （令和7年度） 3,000円 ⇒ （令和8年度） 廃止

（現行）子 10,000円 ⇒ （令和7年度） 11,500円 ⇒ （令和8年度） 13,000円

#### ○地域手当の支給

地域手当の支給地域が、市町村単位から都道府県単位へ広域化されたことにより、滋賀県は5級地（4%）と定められた。

このことにより、令和7年度から令和9年度までの間において、改正に要する原資の状況を踏まえて、地域手当の支給割合を段階的に引き上げることとし、令和7年度の支給割合は2%とする。

#### ○通勤手当の上限の見直し

支給限度額を5.5万円としていたが、新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給できることとし、支給限度額を15万円に引き上げる。

#### ○管理職特別手当の支給対象拡大

平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大する。

（現行）午前0時～午前5時 ⇒ （改正後）午後10時～午前5時

### 施行期日

令和7年4月1日

愛荘町職員の給与に関する条例(平成18年愛荘町条例第50号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(初任給、昇格、昇給の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給<u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給</u>とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p>	<p>(初任給、昇格、昇給の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給_____とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1)</u> (略)</p>



に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第14条の2 職員に地域手当を \_\_\_\_\_ 支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当および管理職手当の月額の合計額、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第2項各号の規定に定める地域手当の級地の区分に応じた支給割合を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関または有料の道路(以下この項および第2項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃または料金(以下この項および第2項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(地域手当)

第14条の2 地域手当は、全ての職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額、100分の4

\_\_\_\_\_ を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関または有料の道路(以下この条 \_\_\_\_\_ において「交通機関等」という。)を利用してその運賃または料金(以下この項および第2項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号および第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額または前号に定める額

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項および第4項において「運賃等相当額」という。)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ前2号に定める額

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当す

3 (略)

4 (略)

るものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号および次項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 (略)

6 (略)

5 (略)

6 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第21条の2 管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日または祝日法による休日等もしくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間\_\_\_\_\_であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

7 (略)

8 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第21条の2 管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日または祝日法による休日等もしくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という)に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により午後10時から翌日の\_\_\_\_\_午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額\_\_\_\_\_

(2) (略)

4 (略)

(勤勉手当)

第23条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額 \_\_\_\_\_ を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第24条の2 第6条第1項から 第8項までおよび第12条から第14条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には

\_\_\_\_\_ 適用しない。

2 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

4 (略)

(勤勉手当)

第23条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額 およびこれに対する地域手当の月額合計額 を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第24条の2 第6条第1項から 第9項まで、第12条および第13条の規定は定年前再任用短時間勤務職員について、第12条、第13条および第14条の3の規定は短時間勤務職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)については、適用しない。

2 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)



	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300

	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800

44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300

64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	

	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
	86	256,000	297,100	346,000		
	87	256,300	297,400	346,400		
	88	256,600	297,700	346,800		
	89	256,900	298,000	347,000		
	90	257,200	298,300	347,400		
	91	257,500	298,600	347,800		
	92	257,800	299,000	348,200		
	93	258,100	299,200	348,400		
	94		299,400	348,800		
	95		299,700	349,200		
	96		300,100	349,500		
	97		300,300	349,800		
	98		300,600	350,200		
	99		301,000	350,600		
	100		301,400	351,000		
	101		301,600	351,500		
	102		301,900	351,900		
	103		302,200	352,300		

	104	302,500	352,700			
	105	302,700	353,200			
	106	303,000	353,600			
	107	303,300	353,900			
	108	303,600	354,200			
	109	303,800	354,700			
	110	304,200				
	111	304,600				
	112	304,900				
	113	305,100				
	114	305,300				
	115	305,600				
	116	306,000				
	117	306,200				
	118	306,400				
	119	306,700				
	120	307,000				
	121	307,400				
	122	307,600				
	123	307,900				

	124		308,200				
	125		308,500				
再任用職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

【別記1-2】

改正前

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500

	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500

	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000

51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000

71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	

	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200
	94		299,400	347,400		
	95		299,700	347,800		
	96		300,100	348,200		
	97		300,300	348,400		
	98		300,600	348,800		
	99		301,000	349,200		
	100		301,400	349,500		
	101		301,600	349,800		
	102		301,900	350,200		
	103		302,200	350,600		
	104		302,500	351,000		
	105		302,700	351,500		
	106		303,000	351,900		
	107		303,300	352,300		
	108		303,600	352,700		
	109		303,800	353,200		
	110		304,200	353,600		

	111		304,600	353,900			
	112		304,900	354,200			
	113		305,100	354,700			
	114		305,300				
	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
再任用職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

## ●議案第26号

### 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する理由

基準政令の「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」について、最近における社会経済情勢に鑑み、補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定が行われ、政令の一部が改正され、令和7年4月1日に施行されるため。

### 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する要旨

①別表第1 補償基礎額表（第5条関係）を次の通り改める。

階 級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長および副団長	<u>12,900円</u> (12,500円)	<u>13,700円</u> (13,350円)	<u>14,500円</u> (14,200円)
分団長および副分団長	<u>11,300円</u> (10,800円)	<u>12,100円</u> (11,650円)	<u>12,900円</u> (12,500円)
部長、班長および団員	<u>9,700円</u> (9,100円)	<u>10,500円</u> (9,950円)	<u>11,300円</u> (10,800円)

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額である。

②第5条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を14,200円から14,500円に引き上げる。

### 施行期日

令和7年4月1日

愛荘町消防団員等公務災害補償条例(平成18年愛荘町条例第138号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者もしくは水防従事者または応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合には<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員もしくは非常勤水防団員または消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者もしくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断により疾病の発生が確定した</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者もしくは水防従事者または応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合には<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員もしくは非常勤水防団員または消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者もしくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断により疾病の発生が確定した</p>



- 1 死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当該事故または疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員または非常勤水防団員の階級は、当該事故または疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 一の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級または当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

- 1 死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当該事故または疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員または非常勤水防団員の階級は、当該事故または疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 一の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級または当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

## ●議案第27号

### 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する理由

安心してこどもを預けられるための体制整備としての満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準の見直しおよび栄養士法の改正に伴う栄養士の配置基準の見直し、地域型保育事業所についての連携基準の緩和について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）および子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）が公布されたことに伴い、同基準の規定を参酌して定めている「愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」について、同基準と同様の改正を行う。

なお、令和6年内閣府令第18号について、公布日（令和6年3月13日）から施行（令和6年4月1日）までの期間が短かったことから、一部改正府令の施行日から1年間は条例改正を猶予する経過措置が設けられているため、令和7年4月1日付の施行とする。

### 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する要旨

保育士・保育従事者の配置基準について（令和6年内閣府令第18号）

満3歳以上満4歳未満の児童おおむね20人につき1人以上

→満3歳以上満4歳未満の児童おおむね15人につき1人以上

満4歳以上の児童おおむね30人につき1人以上

→満4歳以上の児童おおむね25人につき1人以上

管理栄養士の追加について（令和6年内閣府令第109号）

食事の提供の特例について、管理栄養士を加える。

連携施設の確保の特例について（令和7年内閣府令第7号）

家庭的保育事業者等（地域型保育事業者）が保育所、幼稚園または認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。

家庭的保育事業者等（地域型保育事業者）が保育所、幼稚園または認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育については、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすることを可能とする。

連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を5年間延長する。

### 施行期日

令和7年4月1日

ただし、付則第3条の改正規定は、公布の日から施行



(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児または幼児に限る。以下この号および第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育または保育を提供すること。

2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児または幼児に限る。以下この号および第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育または保育を提供すること。

2 町長は家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のアおよびイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の

確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所または事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) (略)

4 (略)

確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のアおよびイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所または事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 (略)

5 (略)

(食事の提供の特例)

第15条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等またはその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

(職員)

第28条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

7 (略)

(食事の提供の特例)

第15条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等またはその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第20条第2項において同じ。)等の栄養士または管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士または管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

(職員)

第28条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(職員)

第30条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第43条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(職員)

第30条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第43条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人

を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第46条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

付 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)

を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第46条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

付 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)

は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

## ●議案第28号

愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

### る理由

地域型保育事業所の連携基準の緩和について、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）が公布されたことに伴い、同基準の規定を参酌して定めている「愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」について、同基準と同様の改正を行う。

愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

### る要旨

特定地域型保育事業者が保育所、幼稚園または認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。

特定地域型保育事業者が保育所、幼稚園または認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育については、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすることを可能とする。

連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を5年間延長する。

### 施行期日

令和7年4月1日

ただし、付則第5条の改正規定は、公布の日から施行

愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年愛荘町条例第23号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(利用定員)</p> <p>第36条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)および小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、および必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であ</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第36条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第41条第3項において同じ。)および小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第41条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、および必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であ</p>



2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のすべてを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のアおよびイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る

合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所または事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

付 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保

連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所または事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

付 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保

しないことができる。

しないことができる。

## ●議案第29号

### 愛荘町行政組織条例の一部改正理由

愛荘町こども家庭センターの設置に伴い、関係課の分掌事務を改正するものです。

### 要旨

- ・健康推進課の分掌事務から子育て世代包括支援センターに関するものを削る。
- ・子ども支援課の分掌事務にこども家庭センターに関するものを加える。

### 施行期日

令和7年4月1日

愛荘町行政組織条例(平成31年愛荘町条例第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 健康推進課</p> <p>ア 保健衛生に関すること。</p> <p>イ 健康増進に関すること。</p> <p>ウ 母子保健に関すること。</p> <p><u>エ 子育て世代包括支援センターに関すること。</u></p> <p>(9) 子ども支援課</p> <p>ア 児童福祉に関すること。</p> <p>イ 子育て支援に関すること。</p> <p>ウ 子育て支援センターに関すること。</p> <p>(10)～(12) (略)</p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 健康推進課</p> <p>ア 保健衛生に関すること。</p> <p>イ 健康増進に関すること。</p> <p>ウ 母子保健に関すること。</p> <p>(9) 子ども支援課</p> <p>ア 児童福祉に関すること。</p> <p>イ 子育て支援に関すること。</p> <p>ウ 子育て支援センターに関すること。</p> <p><u>エ こども家庭センターに関すること。</u></p> <p>(10)～(12) (略)</p>

## ●議案第30号

### ■工事概要

(当初)

工事名：令和6年度 工事第9号 町道上蚊野下八木線道路改良工事

施工場所：愛荘町蚊野地先

工事概要：施工延長 305.2m、道路土工 一式、プレキャスト擁壁 314m、  
プレキャストU型側溝 255m、自由勾配側溝 25m他

契約期間：令和6年10月18日～令和7年3月21日

請負金額：52,494,200円

受注者：株式会社 安田組 代表取締役 安田 勉

(第1回変更)

工事概要：安定処理 0㎡→538㎡

契約期間：令和6年10月18日～令和7年3月27日（8日増）

請負金額：52,933,100円（438,900円の増額）

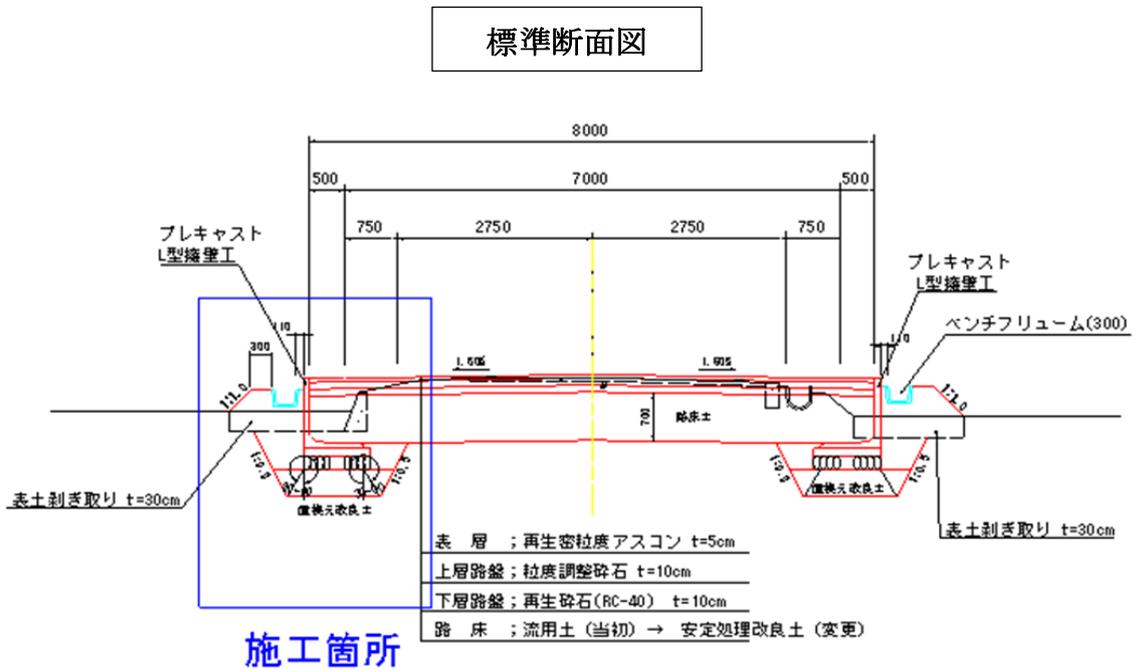
(第2回変更)

工事概要：安定処理 538㎡→729㎡、プレキャスト擁壁 314m→296m、プレキャストU型側溝 255m→271m、自由勾配側溝 25m→7m、アスファルト舗装工 100㎡→823㎡他

請負金額：60,636,400円（7,703,300円の増額）

### ■変更理由

- ①No.0+7 及びNo.14 付近の擁壁工について、掘削線が県道及びかの栄農ファームの壁面に干渉するため、影響を最小限に抑えることが可能な深層混合処理（柱状改良）に変更するもの。
- ②当初設計では、残土を愛知郡広域行政組合旧ガレキ処分場へ搬出することとしていたが、愛知郡広域行政組合と残土の状態（土質等）を確認したところ、受け入れ不可となったため、積算上一番安価な施設での処分に変更するもの。
- ③No.13+13.7の境界から約10mの区間について、用地幅が数cm不足することが判明したため、当初設計の自由勾配側溝から用地幅内で収まるU型側溝に変更するもの。
- ④2号、3号擁壁工について、道路の計画高と現況高がほぼ変わらず、L型擁壁を設置せずに舗装の擦り付けを行うことで勾配の確保ができるため、減工するもの。
- ⑤当初設計では、拡幅部分については碎石での開放を予定していたが、令和7年度に国スポ・障スポが開催され当該路線がバスの輸送経路となるため拡幅部分の舗装工を追加するもの。
- ⑥その他、現地状況に合わせた数量に精算変更するもの。



## ●議案第31号

### ■工事概要

- ・工事名：令和6年度 工事第30号 愛知川図書館長寿命化改修工事（建築）
- ・施工場所：愛荘町市1673番地 愛知川図書館（びんてまりの館を含む）
- ・工事概要：愛知川図書館長寿命化改修工事の建築にかかる工事
- ・工事期間：契約日～令和9年1月29日（金）
- ・請負者：株式会社 秋村組 彦根支店 支店長 北川 由香
- ・請負金額：150,128,000円（内消費税 13,648,000円）

### ■工事内容について

- ・愛知川図書館長寿命化改修工事の建築にかかる工事として、主に消防点検で指摘を受けている防火設備の更新工事のほか、老朽化の進む屋上外壁の防水塗装工事等を行います。
- ・工事期間については施工箇所が多く、また全館休館となることを避けるため令和9年1月29日までの工事期間としています。
- ・国スポ、障スポ開催期間は工事を行わず、開館し全国からの来館者をお迎えします。



## ●議案第32号

### ■工事概要

- ・工事名：令和6年度 工事第32号 愛知川図書館長寿命化改修工事（給排水冷暖房設備）
- ・施工場所：愛荘町市1673番地 愛知川図書館（びんてまりの館を含む）
- ・工事概要：愛知川図書館長寿命化改修工事の給排水冷暖房設備にかかる工事
- ・工事期間：契約日～令和9年1月29日（金）
- ・請負者：株式会社 湖東工業所 代表取締役 上林 清作
- ・請負金額：167,310,000円（内消費税 15,210,000円）

### ■工事内容について

- ・愛知川図書館長寿命化改修工事の給排水冷暖房設備にかかる工事として、主に老朽化が進み不具合の生じていた空調設備や給排水ポンプ設備の更新等を行います。
- ・工事期間については施工箇所が多く、また全館休館となることを避けるため令和9年1月29日までの工事期間としています。
- ・国スポ、障スポ開催期間は工事を行わず、開館し全国からの来館者をお迎えします。



## ●議案第33号

### ■工事概要

- ・工事名：令和6年度 工事第33号 愛荘町立図書館LED照明改修工事
- ・施工場所：愛荘町市1673番地 愛知川図書館（びんてまりの館を含む）  
愛荘町安孫子822番地 秦荘図書館
- ・工事概要：施設内照明機器のLED化
- ・工事期間：契約日～令和8年2月27日
- ・請負者：株式会社 中島電業所 代表取締役 中嶋 良典
- ・請負金額：93,467,000円（内消費税 8,497,000円）

### ■工事期間について

- ・愛知川図書館については全館休館とせず、3区画に分け区画ごとの施工を行う予定です。  
また、秦荘図書館については集中的に工事を行う予定ですが、図書館出入口付近で予約本の受渡しを行うなど休館の影響を最小限に抑えます。
- ・国スポ、障スポ開催期間は工事を行わず、開館し全国からの来館者をお迎えします。

